

墨田区行政手続条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

処分及び行政指導に関する手続について、区民等の権利利益の保護の充実に図るため、法令又は条例等の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令又は条例等に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度を整備する必要がある。

2 改正概要

(1) 行政指導の方式（第33条第2項）

行政指導に携わる者は、行政指導に際し、許認可等をする権限等を行行使し得る根拠等をその相手方に示さなければならないものとする。

(例)

「あなたの という行為が、...条例第 条の規定に違反することが認められたため、 事業の運営の改善措置を講ずるよう指導します。

また、この指導に従わず、事業の運営の改善が確認できない場合や、再び違反行為があった場合には、以下のとおり、 事業の全部又は一部の停止を命じる場合があります。

(1) 事業の全部又は一部停止処分の権限を行行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項

...条例第 条

(2) 上記の条項に規定する要件

...条例第 条第 項第 号に規定する基準に適合しないこと

(3) 当該権限の行使が上記の要件に適合する理由

あなたの という行為が、事業の全部又は一部停止処分の要件である...条例第 条第 項第 号に規定する基準のうち...に該当するため 」